

宴会場ご利用のお願い

宴会・催事規約

神戸 西神オリエンタルホテルでは宴会又は催事のご契約および宴会場のご利用に関して、下記の通り定めておりますので、予めご了承くださいますようお願い申し上げます。

1. 適用範囲

当ホテルが宴会等及び宴会場の利用などに関して締結する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この規約に定めのない事項については、法令または一般に確立された慣習によるものとします。

2. 宴会時間と追加室料

宴会場などのご使用開始から終了までのご契約時間(以下宴会時間と称します)は所定の室料金をお支払い願いますが、この宴会時間を超過した場合は、追加室料を頂戴することになります。

又宴会時間の前後の準備時間と撤去時間の合計が、1 時間までは無料でございますが、1 時間を超える場合は超過時間に応じて追加室料を頂戴いたします。

ただし、次の会場使用時刻との関連で、ご使用時間の超過に応じられない場合もございます。予めご了承ください。

3. 有料人数の確認

料理等を用意する人数(以下有料人数と称します)を宴会又は催事(以下宴会等と称します)の開催日の 3 日前までにホテルの担当係員にご通知ください。それ以降は全て手配が完了いたしておりますので、宴会等の開催日に出席されたお客様の人数が有料人数より減少した場合でも有料人数の料金を頂戴いたします。

4. 内 金

宴会などのご予約の時に期限を定めて内金をお支払いいただきます。

内金の金額は宴会内容に基づきホテルより提示させていただきます。

5. 前払金

お打合せいたしました見積金額を、原則として宴会等の開催日 7 日前までに現金または振込にてお支払ください。

6. 取消料(日数は取消日の翌日から起算いたします)

すでにご契約をいただいた宴会等を取消される場合には、下記により取消料を頂戴いたします。

- ① 開催日の 180 日前から 121 日前までの間にお取消しの場合はお見積額の 10%をお取消料とさせていただきます。
- ② 開催日の 120 日前から 61 日前までの間にお取消しの場合はお見積額の 20%をお取消料とさせていただきます。
- ③ 開催日の 60 日前から 31 日前までの間にお取消しの場合はお見積額の 30%をお取消料とさせていただきます。
- ④ 開催日の 30 日前から 15 日前までの間にお取消しの場合はお見積額の 50%をお取消料とさせていただきます。
- ⑤ 開催日の 14 日前よりその前日までの間にお取消しの場合はお見積額の 80%をお取消料とさせていただきます。
- ⑥ 宴会等の開催日当日にお取消しの場合は、お見積額の全額をお取消料とさせていただきます。

注 以上期日迄に印刷物等発注もしくは納品させていただいたものについては、実費ご請求させていただき、取消料の対象となる見積額からは差し引かせていただきます。

7. 装飾・余興等の手配

宴会等に関する装飾、装花、音響、照明、余興、引出物等につきましては、ホテルより指定業者に手配させていただきます。お客様が直接ホテルの指定する業者以外の業者に依頼される場合は、宴会等を円滑にするため事前にホテルにご連絡いただき了解を得た後にご注文なさってください。

ホテルの事前の同意を得ないで直接業者にご依頼なされることはご遠慮ください。

8. 直接ご依頼の業者に対する指示

ホテルの了解のもとにお客様が直接依頼された業者が行う宴会等に関連する装飾、余興等の機器および材料の搬入・搬出又は看板等のサイズ、その取り付け方法等の決定或いは設置場所等につきましてはホテルの美観、導線の事など踏まえて一定のルールの下に実施していただく様に、ホテルがその業者の方々にご案内申し上げます。

9. 損害賠償

お客様(お客様側の全ての関係者を含みます)およびお客様が直接ご依頼された業者の方々は、ホテルの施設・什器備品等を破損したり、損傷しないよう充分にご注意ください。

もし、施設・什器備品等に損傷損害が発生した場合はその修理に関してホテルよりご指示申しあげますので、それに合わせて速やかに修理を行うか、又はその損傷賠償金をご負担くださいますようお願いいたします。

10. 禁止事項

次に掲げる各項目につきましては禁止事項となっておりますのでご遠慮くださるようお願い申し上げます。

- ① 犬、猫、小鳥その他の愛玩動物、家畜類等の持ち込み。
- ② 発火または引火性の物品など危険物の持ち込み。
- ③ 悪臭を発するものの持ち込み。
- ④ とばく等、風紀を乱す行為又は他のお客様の迷惑になるような言動。
- ⑤ 備品などの移動。
- ⑥ ご予約時の使用目的以外のご使用。
- ⑦ その他法令で禁じられている行為。
- ⑧ アルコールを摂取されたお客様の車の運転。

11. 解 約

以下の場合は宴会のお申込みをお断りするか、既にご契約いただいた場合でも解約させていただきます。

- ① 利用目的又は開催内容において、法令および公序良俗違反のおそれがある場合。
- ② 利用目的又は開催内容において、他のお客様に迷惑のかかるおそれがある場合。
- ③ 利用者の中に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号の暴力団員、又は同法第2条第2号の暴力団と関係を有する企業・団体の関係者がいる場合。
- ④ この“宴会場ご利用のお願い”に違反された場合。

上記の場合、理由の如何を問わず契約解除にかかわる損害賠償には応じません。

12. 免責事項

ホテル施設使用に際し、主催者お持込の備品、商品、その他物品の破損、又は盗難に対しては、主催者の責任のもとに管理することとし、ホテル側は一切責任を負いかねますので、予めご了承ください。

また、以下に定める理由に該当することがあった場合につきましては、お客様、ホテル双方とも免責とさせていただきます。

- ① 天変地異、火災、戦争、紛争、その他お客様及びホテルのいずれの責に帰することのできない理由により本会場の全部又は一部が滅失若しくは毀損するなど、本会場の履行が不可能又は著しく困難になったとき。
- ② 法令又は法令に基づく公権力の行使、もしくは関係省庁の指導等による本会場の収用、取り払い、使用禁止等の事由が発生するなど、お客様および弊社のいずれの責に帰することのできない事由により本宴会等の履行が不可能又は著しく困難になったとき。